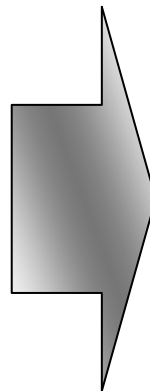


安心、安全な医療を提供し、国民の医療に対する信頼を確保するため、行政処分を受けた医師等への再教育制度の創設等、医療従事者の資質の向上に向けた取組みを推進する。

【旧制度の課題】

- ◆ 業務停止を受けた医師、歯科医師、薬剤師、看護職員は、業務停止期間を過ぎれば、特段の条件なく医業（歯科医業）等に復帰でき、業務停止という行政処分だけでは、十分な反省や適正な医業等の実施が期待できない。
- ◆ 長期にわたる業務停止については、停止前の医療技術を保つことが困難であり、また、停止期間中の医療技術の進歩も十分に習得できていないという懸念がある。
- ◆ 安全、安心な医療を確保する観点から、看護職員に関する制度見直しの検討が必要である。



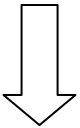
【改正】

- ☆ 行政処分を受けた医師・看護師等に対する再教育制度を創設。
- ☆ 「戒告」等業務停止を伴わない新たな行政処分の類型を設置。また、長期間の業務停止処分について見直し、3年以内の上限を設けた。
- ☆ 看護師、助産師等について、現行の業務独占規定に加え、名称独占規定を設けた。
- ☆ 保健師・助産師の免許付与要件に、看護師国家試験の合格を追加。
- ☆ 外国人看護師、救急救命士等についても、医師、歯科医師と同様に、臨床修練制度の対象とした。
等

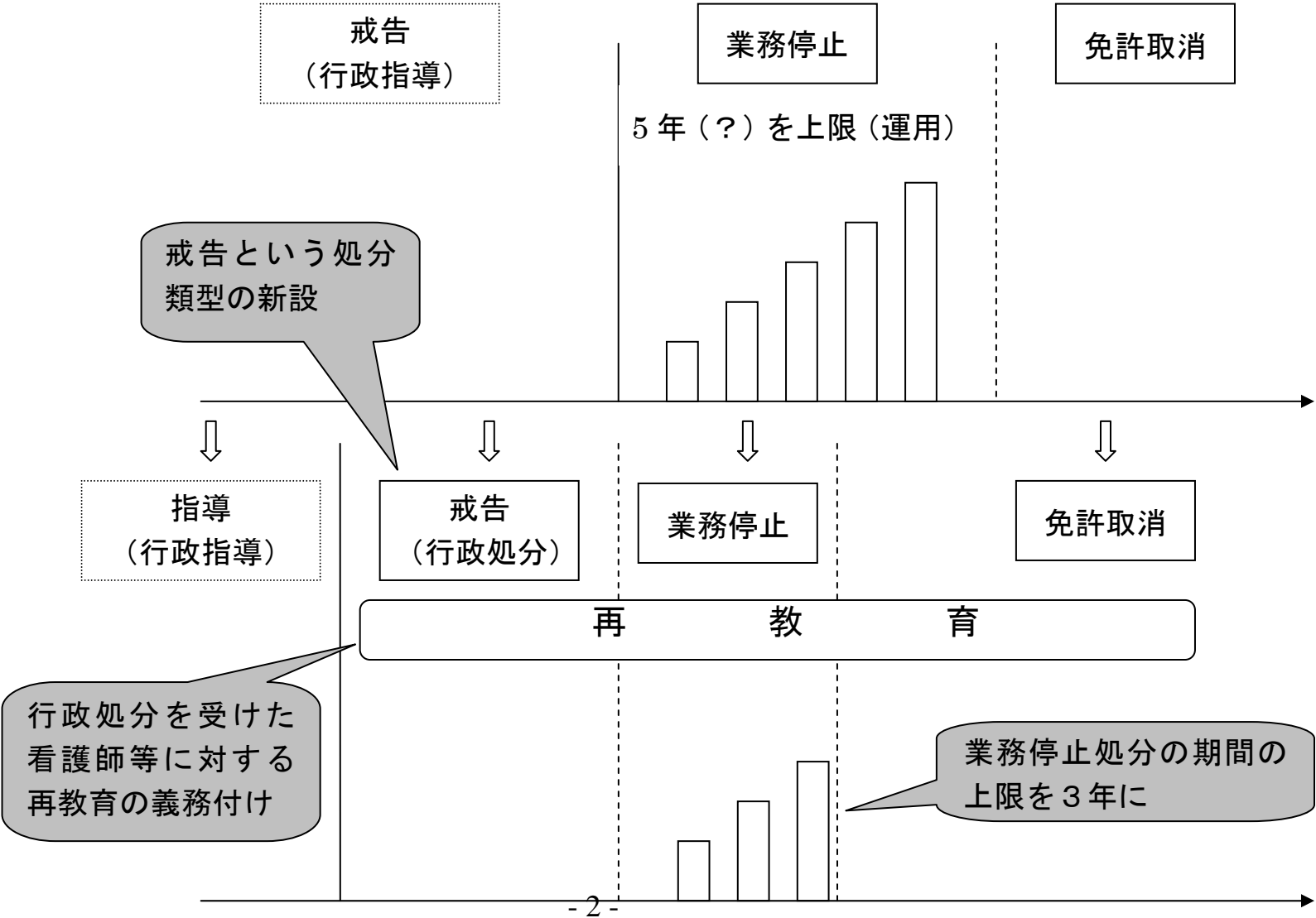
行政処分のあり方の見直し

行政処分を受けた看護師等に対し再教育の受講を義務付けるとともに、業務の停止を伴わない「戒告」という処分類型の新設、業務停止処分の期間の上限の明確化、調査権限の創設、再免許に係る手続の整備等を行う。

改正前



改正後



再教育の義務付けとプロセス

国民に対し安心・安全な医療、質の高い医療を確保する観点から、処分を受けた者の職業倫理を高め、医療技術を再確認し、能力と適正に応じた医療の提供を促すため、行政処分を受けた医師等に対し再教育の受講を義務付ける。

